

土木設計マニュアル 〔河川編〕

平成29年4月

令和5年4月一部改正

福島県土木部

改訂箇所

5.2 工作物審査

Q3 河川許可工作物の審査の流れを教えてください。

許可工作物の審査については、**最寄りの建設事務所か河川計画課まで確認願いたい。**(申請は所管する建設事務所か土木事務所に提出) ここでは、基本方針を述べることにとどめる。

<審査等の基本方針>

河川区域内の土地において、工作物を新築、改築または除却をしようとする者は、河川法第26条の規定により河川管理者の許可を受けなければならない。

工作物の設置は、当該工作物が次の各号に該当するものにあつて、かつ、必要やむを得ないと認められるものに限り許可するものとする。

- (1) その機能上、河川敷地に設ける以外に方法がないもの、又は河川敷地に設けることがやむを得ないと認められるもの。
- (2) 治水上、又は利水上著しい支障とならないもので、かつ、他の工作物に著しい悪影響を与えないもの。
- (3) 河川の適正な利用を妨げないもの。
- (4) 河川法、又は他の法令により工作物の設置の許可以外の許可等を必要とする場合においては、その許可等を受けているもの、又はその許可等が得られる見込みであるもの。
- (5) 公共公益性の高い事業に係るもの、又は営利を目的としないもの。
- (6) 河川及びその付近の自然的及び社会的環境を損なわないもの。

5.3 水利権審査

Q4 水利権審査の流れを教えてください。

水利権審査は、**最寄りの建設事務所か河川計画課に確認願いたい。**(申請は所管する建設事務所・土木事務所に提出し、河川計画課で審査する。) ここでは、基本方針を述べることにとどめる。

<審査等の基本方針>

水利行政は、近年の経済社会の変化に対応した河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持を図るものである。流水の占用の許可(水利使用の許可)を中心とする水利権は水利秩序の要で、河川管理の中核をなすとともに、水利用者にはきわめて権利性の高い特別の受益を発生させるものであり、その取り扱いについては慎重に対応する必要がある。

なお、技術審査に当たっては、「水利権に関する技術審査(案)、(財)国土開発技術研究センター」を参照されたい。